本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中四拾日を原判決の本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

里 由

弁護人村部芳太郎及び被告人の控訴趣意は、各提出にかかる控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

弁護人の控訴趣意第一点(理由のくいちがい)について

所論の要旨は、Aが金品強取の目的を以てBを欧打した旨認定しているが、原判決挙示の証拠を以てしては同人が右のごとき目的にて同人を殴打した事実を認めることはできない畢竟原判決は理由にくいちがいあるものというのであるが、原判決挙示の証拠を綜合検討すると原判示事実を十分認めるに足り、原判決にはなんら所論のごとき理由のくいちがいなく、又訴訟手続に法令違背の違法はな、。論旨は理由がない。

被告人の控訴趣意(事実誤認)及び弁護人の控訴趣意第二点(事実誤認)について、

よつて刑事訴訟法第三百九十六条により本件控訴を棄却すべきものとし、刑法第二十一条を適用して当審における未決勾留日数中四拾日を原判決の本刑に算入し、刑事訴訟法第百八十一条第一項に従い当審における訴訟費用は被告人の負担とし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 熊谷直之助 判事 成智寿朗 判事 笠井寅雄)